

公共施設使用料の改定について

改定後							改定前								
【市民交流プラザ使用料】															
交流プラザの使用料(施設)							交流プラザの使用料(施設)								
区分		使用料			摘要		区分		使用料			摘要			
キッチンスタジオ (調理実習室)		880円(9時から18時まで) 1,100円(18時から22時まで)			1時間当たり		キッチンスタジオ (調理実習室)		840円(9時から18時まで) 1,050円(18時から22時まで)			1時間当たり			
交流プラザの目的外使用料							交流プラザの目的外使用料								
区分		使用料					区分		使用料						
		9時から17時まで		17時から22時まで					9時から17時まで		17時から22時まで				
100m ² 以上		1,100円/時間		1,320円/時間			100m ² 以上		1,050円/時間		1,260円/時間				
50m ² 以上100m ² 未満		760円/時間		930円/時間			50m ² 以上100m ² 未満		730円/時間		890円/時間				
50m ² 未満		540円/時間		660円/時間			50m ² 未満		520円/時間		630円/時間				
【行政財産使用料】															
(学校)							(学校)								
区分		使用料 (1時間)		備考			区分		使用料 (1時間)		備考				
校舎		1教室につき		260円			校舎		1教室につき		250円				
屋内運動場		バレーボール(1面)		260円			屋内運動場		バレーボール(1面)		250円				
		バスケットボール(1面)		260円					バスケットボール(1面)		250円				
		バドミントン(1面)		150円					バドミントン(1面)		150円				
		卓球(1式)		150円					卓球(1式)		150円				
		その他(1面)		260円					その他(1面)		250円				
武道場		剣道		260円			武道場		剣道		250円				
		柔道		260円					柔道		250円				
(公民館)							(公民館)								
区分		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	区分		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
大会議室(100m ² 以上)		3,300円	4,400円	5,260円	7,700円	9,660円	12,960円	大会議室(100m ² 以上)		3,150円	4,200円	5,030円	7,350円	9,230円	12,380円
中会議室(50m ² 以上100m ² 未満)		2,300円	3,060円	3,720円	5,370円	6,790円	9,100円	中会議室(50m ² 以上100m ² 未満)		2,200円	2,930円	3,560円	5,130円	6,490円	8,690円
小会議室(50m ² 未満)		1,630円	2,200円	2,620円	3,830円	4,820円	6,460円	小会議室(50m ² 未満)		1,560円	2,100円	2,510円	3,660円	4,610円	6,170円

改定後

【生涯学習センター使用料】

生涯学習センター使用料金等

(単位：円)

区分		使用料(1時間当り)		冷暖房使用料 (1時間当り)
		9時～18時	18時～22時	
ホール	入場料が無料及び1,000円未満の場合	1,980	2,470	1,880
	平日			
	土・日・祝日	2,420	3,010	1,880
	入場料が1,000円以上の場合	3,960	4,940	1,880
	平日			
	土・日・祝日	4,840	6,040	1,880
研修室		540	680	310
調理実習室		880	1,100	310
和室		320	400	200
音楽スタジオ		320	400	200
いきいきルーム		320	400	310

附属施設備品使用料

区分		単位	使用料(円)	摘要
照明設備	ボーダーライト	1式	320	100W 60灯
	サスペンションライト	1式	320	20Aコンセント×16個
	シーリングライト	1式	320	500Wハロゲン×8台 575Wハロゲン×4台
舞台設備	屏風	1双	1,100	
その他の設備	グランドピアノ	1台	3,300	外国製／調律料は除く
	ピアノ(アップライト)	1台	320	国産／調律料は除く
	16ミリ映写機	1台	1,980	
	デジタルビデオカメラ	1台	1,980	録画可
	ビデオプロジェクター	1台	1,980	
	ビデオビューアー	1式	1,980	資料提示装置
	音楽スタジオ設備	1式	1,100	
	CDプレーヤー(CD-R)	1台	320	録音可
	電気炉	1基	2,200	

改定前

生涯学習センター使用料金等

(単位：円)

区分		使用料(1時間当り)		冷暖房使用料 (1時間当り)
		9時～18時	18時～22時	
ホール	入場料が無料及び1,000円未満の場合	1,890	2,360	1,800
	平日			
	土・日・祝日	2,310	2,880	1,800
	入場料が1,000円以上の場合	3,780	4,720	1,800
	平日			
	土・日・祝日	4,620	5,770	1,800
研修室		520	650	300
調理実習室		840	1,050	300
和室		310	390	200
音楽スタジオ		310	390	200
いきいきルーム		310	390	300

附属施設備品使用料

区分		単位	使用料(円)	摘要
照明設備	ボーダーライト	1式	310	100W 60灯
	サスペンションライト	1式	310	20Aコンセント×16個
	シーリングライト	1式	310	500Wハロゲン×8台 575Wハロゲン×4台
舞台設備	屏風	1双	1,050	
その他の設備	グランドピアノ	1台	3,150	外国製／調律料は除く
	ピアノ(アップライト)	1台	310	国産／調律料は除く
	16ミリ映写機	1台	1,890	
	デジタルビデオカメラ	1台	1,890	録画可
	ビデオプロジェクター	1台	1,890	
	ビデオビューアー	1式	1,890	資料提示装置
	音楽スタジオ設備	1式	1,050	
	CDプレーヤー(CD-R)	1台	310	録音可
	電気炉	1基	2,100	

改定後

【のごみふれあい楽習館使用料】

体育館使用料金表

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時はそれぞれ使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,100円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,730円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>11,000円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時はそれぞれ使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	1面1時間につき <u>310円</u>	
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	フロア2分の1相当1時間につき <u>310円</u>	

会議室等利用料金表

区別	区分	使用料	備考
会議室	1室	鹿島市行政財産使用料条例(昭和56年条例第5号)別表第2による。	・宿泊の場合は1泊 <u>5,470円</u> を加算する。
浴室	1室(1回10人まで)	<u>1,100円</u>	・使用は原則として宿泊研修の場合に限る。
寝具	1式	<u>640円</u>	・10人を超えて浴室を使用する場合の使用料は、使用する者の数を10で除した数(小数点以下切上げ)に、 <u>1,100円</u> を乗じて得た額とする。 ・寝具1式は毛布2枚、敷布2枚及び枕1個とする。

改定前

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時はそれぞれ使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,050円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,610円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>10,500円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時はそれぞれ使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	1面1時間につき <u>300円</u>	
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	フロア2分の1相当1時間につき <u>300円</u>	

会議室等利用料金表

区別	区分	使用料	備考
会議室	1室	鹿島市行政財産使用料条例(昭和56年条例第5号)別表第2による。	・宿泊の場合は1泊 <u>5,230円</u> を加算する。
浴室	1室(1回10人まで)	<u>1,050円</u>	・使用は原則として宿泊研修の場合に限る。
寝具	1式	<u>620円</u>	・10人を超えて浴室を使用する場合の使用料は、使用する者の数を10で除した数(小数点以下切上げ)に、 <u>1,050円</u> を乗じて得た額とする。 ・寝具1式は毛布2枚、敷布2枚及び枕1個とする。

改定後

【市民体育館使用料】

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>530円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>2,200円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>5,500円</u>	
	徴収する場合	1時間につき <u>22,000円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	1面1時間につき <u>310円</u>	
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	フロアー2分の1相当〃 <u>310円</u>	

【北鹿島体育館使用料】

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,100円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,730円</u>	
	徴収する場合	1時間につき <u>11,000円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バレーボール	1面1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	1時間につき <u>310円</u>	

改定前

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>510円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>2,100円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>5,250円</u>	
	徴収する場合	1時間につき <u>21,000円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	1面1時間につき <u>300円</u>	
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	フロアー2分の1相当〃 <u>300円</u>	

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,050円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,610円</u>	
	徴収する場合	1時間につき <u>10,500円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バレーボール	1面1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	1時間につき <u>300円</u>	

改定後

【市民武道館使用料】

鹿島市民武道館使用料

(1) 武道で使用する 場合	個人	・高校生以下	1回 20円
		・一般	1回 40円
	団体	・高校生以下(10人以上20人以下)	1時間 150円
・一般(同上)		1時間 <u>310円</u>	
		・専用(21人以上)	1時間 <u>420円</u>
(2) 武道以外で使用する 場合	(団体に限る)(クラブ・部落等組織団体の場合)		
	・武道場		1時間 <u>530円</u>
	・会議室		1時間 150円

【七浦海浜スポーツ公園使用料】

使用区分	単位	使用料	使用時間	備考
プ 一 ル	一般(大学生以上)	1人に付	100	9時～21時
	児童生徒(小・中・高生)	1人に付	50	(使用料の算定基礎となる時間帯)
	幼児	1人に付	20	9時～12時
	親と幼児(大人1人と幼児2人まで)	1組に付	100	13時～17時 18時～21時
	大会等で貸切の場合	9時～12時	<u>3,300</u>	9時～21時
	13時～17時	<u>3,300</u>		
	18時～21時	<u>6,600</u>		
	9時～17時	<u>6,600</u>		
	9時～21時	<u>13,200</u>		

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,100円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,730円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>11,000円</u>	

改定前

鹿島市民武道館使用料

(1) 武道で使用する 場合	個人	・高校生以下	1回 20円
		・一般	1回 40円
	団体	・高校生以下(10人以上20人以下)	1時間 150円
・一般(同上)		1時間 <u>300円</u>	
		・専用(21人以上)	1時間 <u>410円</u>
(2) 武道以外で使用する 場合	(団体に限る)(クラブ・部落等組織団体の場合)		
	・武道場		1時間 <u>510円</u>
	・会議室		1時間 150円

使用区分	単位	使用料	使用時間	備考
プ 一 ル	一般(大学生以上)	1人に付	100	9時～21時
	児童生徒(小・中・高生)	1人に付	50	(使用料の算定基礎となる時間帯)
	幼児	1人に付	20	9時～12時
	親と幼児(大人1人と幼児2人まで)	1組に付	100	13時～17時 18時～21時
	大会等で貸切の場合	9時～12時	<u>3,150</u>	9時～21時
	13時～17時	<u>3,150</u>		
	18時～21時	<u>6,300</u>		
	9時～17時	<u>6,300</u>		
	9時～21時	<u>12,600</u>		

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,050円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,610円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>10,500円</u>	

改 定 後

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	〃 <u>310円</u>	
バドミントン	〃 <u>200円</u>	
柔剣道	〃 <u>310円</u>	
空手	〃 <u>310円</u>	
卓球	1式〃 <u>200円</u>	
その他	1時間につき <u>310円</u>	

【臥竜ヶ岡体育館使用料】

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,100円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,730円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>11,000円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	1面1時間につき <u>310円</u>	
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	1時間につき <u>310円</u>	

改 定 前

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	〃 <u>300円</u>	
バドミントン	〃 <u>200円</u>	
柔剣道	〃 <u>300円</u>	
空手	〃 <u>300円</u>	
卓球	1式〃 <u>200円</u>	
その他	1時間につき <u>300円</u>	

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,050円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,610円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>10,500円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バスケットボール	1面1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バレーボール	1面1時間につき <u>300円</u>	
バドミントン	1面1時間につき <u>200円</u>	
卓球	1式1時間につき <u>200円</u>	
その他	1時間につき <u>300円</u>	

改 定 後

【産業活性化施設使用料】

区分	使用料(1時間当たり)				冷暖房使用料(1時間当たり)
	市内の利用者		市外の利用者		
	第1条に規定する設置目的に適合する使用	左記以外の使用	第1条に規定する設置目的に適合する使用	左記以外の使用	
大会議室	100円	<u>1,010円</u>	200円	<u>2,030円</u>	100円
小会議室	100円	<u>1,010円</u>	200円	<u>2,030円</u>	100円
加工研究室	200円	<u>2,030円</u>	400円	<u>4,070円</u>	100円

【林業体育館使用料】

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,100円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,730円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>11,000円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バレーボール	1面1時間につき <u>310円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バトミントン	〃 〃 200円	
卓球	1式1時間につき 200円	
その他	1時間につき <u>310円</u>	

【自然の館使用料】

利用施設	金額	備考
研修室	2時間につき <u>1,040円</u>	使用時間が2時間未満又は2時間未満の端数は2時間とする。
展示室	2時間につき <u>1,040円</u>	
宿泊室	1人1泊 高校生以上 <u>2,610円</u> 中学生以下 <u>1,570円</u>	宿泊とは午後2時から翌日の午前10時までとする。 (2泊以上する場合を除く。)

改 定 前

区分	使用料(1時間当たり)				冷暖房使用料(1時間当たり)
	市内の利用者		市外の利用者		
	第1条に規定する設置目的に適合する使用	左記以外の使用	第1条に規定する設置目的に適合する使用	左記以外の使用	
大会議室	100円	<u>1,000円</u>	200円	<u>2,000円</u>	100円
小会議室	100円	<u>1,000円</u>	200円	<u>2,000円</u>	100円
加工研究室	200円	<u>2,000円</u>	400円	<u>4,000円</u>	100円

1 占用使用の場合

区分	入場料	使用料	備考
アマチュアスポーツに使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時はそれぞれの使用料の倍額とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>1,050円</u>	
その他の催物のため使用する 場合	徴収しない場合	1時間につき <u>2,610円</u>	・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
	徴収する場合	1時間につき <u>10,500円</u>	

2 部分使用の場合

区分	使用料	備考
バレーボール	1面1時間につき <u>300円</u>	・照明使用時は倍額とする。 ・使用時間が1時間未満又は1時間未満の端数は1時間とする。
バトミントン	〃 〃 200円	
卓球	1式1時間につき 200円	
その他	1時間につき <u>300円</u>	

利用施設	金額	備考
研修室	2時間につき <u>1,000円</u>	使用時間が2時間未満又は2時間未満の端数は2時間とする。
展示室	2時間につき <u>1,000円</u>	
宿泊室	1人1泊 高校生以上 <u>2,500円</u> 中学生以下 <u>1,500円</u>	宿泊とは午後2時から翌日の午前10時までとする。 (2泊以上する場合を除く。)

改定後

【干潟交流館使用料】

学習室使用料

区分	使用料	冷暖房使用料	単位
第1条に規定する設置目的に適合する使用	無料	無料	1時間につき
上記以外の使用	1,730円	100円	

【市営駐車場使用料】

1 駅前駐車場料金表

料金			備考
普通料金	20分以内	無料	回数駐車券は、 310円券11枚つ づりで、 <u>3,100</u> 円とする。
	20分を超え 24時間以内	310円	
	24時間を超え るとき	310円に24時間を超える部分につき 24時間ごとに310円を加算した額	

2 中央駐車場料金表

料金			備考
普通料金	2時間以内	100円	回数駐車券は、100円券1 枚つづりで、1,000円と する。
	2時間を超え 3時間以内	200円	
	3時間を超え 4時間以内	310円	
	4時間を超え 5時間以内	410円	
	5時間を超え 12時間以内	520円	
	12時間を超え るとき	520円に12時間を超える部 分につき12時間ごとに520 円(12時間未満の端数につ いては、上記時間区分に応 じた金額)を加算した額	
月額料金	1月につき 6,280円	定期駐車券は、1年用パ ス券とし、年額75,360円 とする。	

改定前

学習室使用料

区分	使用料	冷暖房使用料	単位
第1条に規定する設置目的に適合する使用	無料	無料	1時間につき
上記以外の使用	1,700円	100円	

1 駅前駐車場料金表

料金			備考
普通料金	20分以内	無料	回数駐車券は、 300円券11枚つ づりで、 <u>3,000</u> 円とする。
	20分を超え 24時間以内	300円	
	24時間を超え るとき	300円に24時間を超える部分につき 24時間ごとに300円を加算した額	

2 中央駐車場料金表

料金			備考
普通料金	2時間以内	100円	回数駐車券は、100円券1 枚つづりで、1,000円と する。
	2時間を超え 3時間以内	200円	
	3時間を超え 4時間以内	300円	
	4時間を超え 5時間以内	400円	
	5時間を超え 12時間以内	500円	
	12時間を超え るとき	500円に12時間を超える部 分につき12時間ごとに500 円(12時間未満の端数につ いては、上記時間区分に応 じた金額)を加算した額	
月額料金	1月につき 6,000円	定期駐車券は、1年用パ ス券とし、年額72,000円 とする。	

改定後

改定前

【市営キャンプ場使用料】

区分	種別	単位	金額	備考
施設使用料	バンガロー	6人用	1棟 1泊につき	<u>2,300円</u>
		7人用	1棟 1泊につき	<u>2,680円</u>
		20人用	1棟 1泊につき	<u>7,700円</u>
	コテージ	1棟 1泊につき	<u>13,020円</u>	
	持込みテント	1張 1泊につき	<u>370円</u>	

【都市公園使用料】

(1) 鹿島市陸上競技場

競技場使用料	区分	団体使用		個人使用
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
一般	1時間につき	<u>1,100円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 100円
				回数券12枚つづり <u>1,100円</u>
				年間利用券1人につき <u>5,500円</u>
小学生	1時間につき	<u>530円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 50円
				回数券12枚つづり <u>530円</u>
				年間利用券1人につき <u>2,730円</u>
中学生	1時間につき	<u>1,100円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 100円
				回数券12枚つづり <u>1,100円</u>
				年間利用券1人につき <u>5,500円</u>
高校生	1時間につき	<u>1,100円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 50円
				回数券12枚つづり <u>530円</u>
				年間利用券1人につき <u>2,730円</u>
照明使用料	区分	団体使用		個人使用
	一般	1時間につき	<u>1,100円</u>	
	小学生	1時間につき	<u>1,100円</u>	1人1回につき 50円
	中学生			
	高校生			

備考

- 1～3 略
 4 会議室の使用は、1室1時間につき310円とする。
 5 放送設備を使用するときは、1,100円を加算する。
 6～7 略

区分	種別	単位	金額	備考
施設使用料	バンガロー	6人用	1棟 1泊につき	<u>2,200円</u>
		7人用	1棟 1泊につき	<u>2,560円</u>
		20人用	1棟 1泊につき	<u>7,350円</u>
	50人用	1棟 1泊につき	<u>14,700円</u>	
	コテージ	1棟 1泊につき	<u>12,430円</u>	
	持込みテント	1張 1泊につき	<u>360円</u>	

(1) 鹿島市陸上競技場

競技場使用料	区分	団体使用		個人使用
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
一般	1時間につき	<u>1,050円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 100円
				回数券12枚つづり <u>1,050円</u>
				年間利用券1人につき <u>5,250円</u>
小学生	1時間につき	<u>510円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 50円
				回数券12枚つづり <u>510円</u>
				年間利用券1人につき <u>2,610円</u>
中学生	1時間につき	<u>1,050円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 100円
				回数券12枚つづり <u>1,050円</u>
				年間利用券1人につき <u>5,250円</u>
高校生	1時間につき	<u>1,050円</u>	1時間につき	単券1人1回につき 50円
				回数券12枚つづり <u>510円</u>
				年間利用券1人につき <u>2,610円</u>
照明使用料	区分	団体使用		個人使用
	一般	1時間につき	<u>1,050円</u>	
	小学生	1時間につき	<u>1,050円</u>	1人1回につき 50円
	中学生			
	高校生			

備考

- 1～3 略
 4 会議室の使用は、1室1時間につき300円とする。
 5 放送設備を使用するときは、1,050円を加算する。
 6～7 略

改定後

(2) 鹿島市民球場

市民球場	区分		使用料(1時間につき)
	高校生以下	市内居住者	
その他の者			660円
一般	市内居住者		660円
	その他の者		1,320円

照明	区分		使用料(1時間につき)
	全点灯(6基)	市内居住者	
その他の者			8,380円
部分点灯(6基)	市内居住者		3,190円
	その他の者		6,390円
部分点灯(4基)	市内居住者		2,200円
	その他の者		4,400円

備考

1～4 略

5 放送設備を使用するときは、1回540円を加算する。

(3) サブグラウンド

使用区分	単位	金額	
照明施設を利用して使用する場合	営利・宣伝を伴わないもの	照明使用時間 1時間につき 市内居住者	2,200円
		照明使用時間 1時間につき その他の者	4,400円
	営利・宣伝を伴うもの	照明使用時間 1時間につき 市内居住者	4,400円
		照明使用時間 1時間につき その他の者	8,800円

(4) 鹿島市蟻尾山公園グラウンド・ゴルフ場

区分	使用料(1人1日につき)	
	団体使用	個人使用
市内居住者等	150円	200円
その他の者	310円	410円

(5) 中川公園運動場

使用区分	単位	金額	
照明施設を利用して使用する場合	営利・宣伝を伴わないもの	照明使用時間 1時間につき	2,200円
	営利・宣伝を伴うもの	照明使用時間 1時間につき	4,400円

改定前

(2) 鹿島市民球場

市民球場	区分		使用料(1時間につき)
	高校生以下	市内居住者	
その他の者			630円
一般	市内居住者		630円
	その他の者		1,260円

照明	区分		使用料(1時間につき)
	全点灯(6基)	市内居住者	
その他の者			8,000円
部分点灯(6基)	市内居住者		3,050円
	その他の者		6,100円
部分点灯(4基)	市内居住者		2,100円
	その他の者		4,200円

備考

1～4 略

5 放送設備を使用するときは、1回520円を加算する。

(3) サブグラウンド

使用区分	単位	金額	
照明施設を利用して使用する場合	営利・宣伝を伴わないもの	照明使用時間 1時間につき 市内居住者	2,100円
		照明使用時間 1時間につき その他の者	4,200円
	営利・宣伝を伴うもの	照明使用時間 1時間につき 市内居住者	4,200円
		照明使用時間 1時間につき その他の者	8,400円

(4) 鹿島市蟻尾山公園グラウンド・ゴルフ場

区分	使用料(1人1日につき)	
	団体使用	個人使用
市内居住者等	150円	200円
その他の者	300円	400円

(5) 中川公園運動場

使用区分	単位	金額	
照明施設を利用して使用する場合	営利・宣伝を伴わないもの	照明使用時間 1時間につき	2,100円
	営利・宣伝を伴うもの	照明使用時間 1時間につき	4,200円

改定後				改定前			
(6) 北公園テニスコート				(6) 北公園テニスコート			
テニスコート	区分		使用料(1面1時間につき)	備考			
	高校生以下	市内居住者等	160円	回数券12枚綴り	<u>1,670円</u>		
		その他の者	<u>330円</u>	回数券12枚綴り	<u>3,350円</u>		
	一般	市内居住者等	<u>330円</u>	回数券12枚綴り	<u>3,350円</u>		
その他の者		670円	回数券12枚綴り	<u>6,700円</u>			
照明	区分		使用料(1面1時間につき)	備考			
	市内居住者等		<u>440円</u>				
	その他の者		<u>880円</u>				
備考				備考			
1～2 略				1～2 略			
3 放送設備を使用するときは、 <u>1,100円</u> を加算する。				3 放送設備を使用するときは、 <u>1,050円</u> を加算する。			
4 略				4 略			